

農機

作業機付きトラクターの公道走行が解禁

国交省が昨年、道路運送車両法の運用を見直したことで、農作業機付きトラクターの公道走行が可能になった。灯火器類「車両幅」など一定基準を満たす必要があるため、関係機関は制度の周知を進めている。農耕トラクターは単体なら公道を走行できたが、農作業機を装着して方向指示器など灯火器類が遮られてしまう場合

は走行ができなかった。ほ場の拡大や労働力不足が続く中、「取り外し作業が負担」とする農業者の声を受けて昨年4月、道路運送車両法で定められた灯火器の取り付け位置などの基準が緩和された。作業労力の削減、生産性向上が期待される。

農作業機を付けて公道を走行する際に注意が必要なのは①灯火器類②車両幅③安定性④免許の4点。灯火器類は農作業機を装着しても他の車から見える状態ではなくてはならない。目視できたとしても、農作業機を含めた全体の幅によつては反射器を設置する必要がある。農作業機を付けた状態で幅が1.7mを超える場合は大型特殊免許が必要になるほか、同様に幅が2.5m

を超える場合、道路法に基づく特殊車両通行許可を得る必要がある。車両の安定性（傾斜角度）も含めて、農機販売店などで相談を受け付けている。管内では十勝くみあい農機事業センター（帯広市）が、各地で説明会を催すなど制度の周知を進めている。



公道走行に必要な表示例を説明する農機事業センターの職員（左）

走行できるようになった
農作業機付きのトラクター
（道運輸局提供）

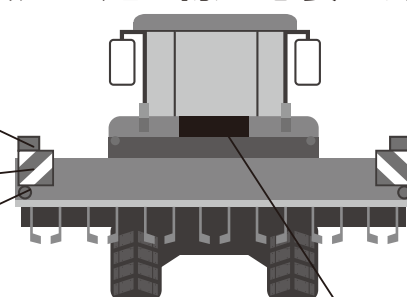
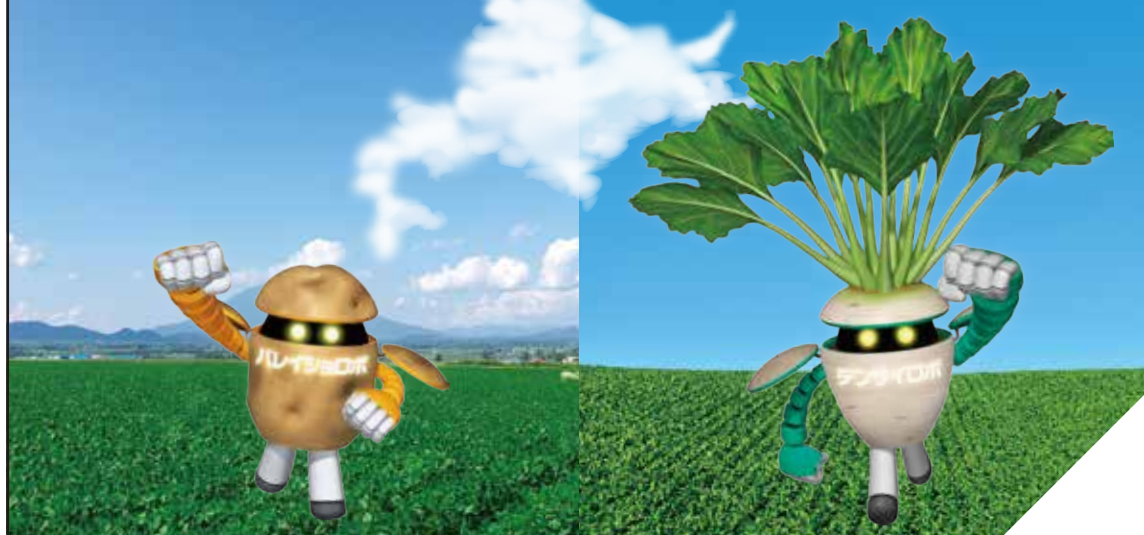
◆ 作業機付きトラクターが公道を走る際に必要な対応例

赤色灯火器（後面）の設置

外側表示板をつける

赤色反射器の設置

制限を示す標識と、車幅の表示「▽全幅2.75m」など

ばれいしょ、てんさいの
アブラムシ類防除に、新提案！

ビレスコ™ 顆粒水和剤

Isoclast™ active

畑作用殺虫剤

ばれいしょ・てんさいの大敵、アブラムシ類に優れた殺虫効果を発揮！吸汁性害虫防除のスペシャリストが、ついに誕生。速効力と持続力で、ばれいしょ・てんさい作りをサポートします。

■「ストレッチ症状」ワタアブラムシでの事例



◎QRコード：動画でもご覧いただけます。